

**地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業  
常勤嘱託職員（ワーカー）募集！**

<b>応募資格</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉士・精神保健福祉士・主任介護支援専門員・保健師のいずれかの有資格者、又は介護支援専門員等の資格を有し、相談援助業務(コミュニティソーシャルワーク)の実務経験等が一定期間以上ある方</li> <li>● 事業実施に必要なパソコン(Word・Excel)の操作ができる方</li> </ul>
<b>業務内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要援護者への相談支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援につがっていない要援護者に対する家庭訪問</li> <li>・ 制度の狭間にある要援護者に対する相談支援</li> <li>・ ライフライン事業者等からの通報に対する安否確認対応</li> </ul> </li> <li>● 認知症高齢者見守りネットワークにおける情報配信</li> </ul>
<b>勤務場所</b>	<p>東成区在宅サービスセンター 〒537-0021 大阪市東成区大今里南 3-11-2 (最寄り駅／地下鉄千日前線「今里駅」徒歩 8 分、近鉄「今里駅」徒歩 3 分)</p>
<b>雇用期間</b>	<p>平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ※契約更新の可能性あり(条件/有)</p>
<b>募集人員</b>	1名
<b>勤務日</b>	月曜日～土曜日
<b>休日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日</li> <li>・4 週につき 4 日の指定休日(土曜又は月曜日)</li> <li>・国民の祝日に関する法律に規定する休日</li> <li>・年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)</li> </ul>
<b>有給休暇</b>	10 日(採用から 2 ヶ月経過後に付与)
<b>勤務時間</b>	<p>(1)9 時～17 時 30 分 (うち休憩時間 45 分) (2)10 時 30 分～19 時 (うち休憩時間 45 分) 上記(2)の勤務をローテーションにより月 6～8 回程度あり</p>
<b>給与</b>	<p>月額 223,200 円(賞与あり) 他に通勤手当(月額 55,000 円を上限に定期券相当分にて)支給 社会保険(健康保険、厚生年金保険)、労働保険(雇用保険、労災保険)に加入</p>
<b>応募方法</b>	<p>お電話での受付、履歴書(JIS 規格用紙に顔写真添付)を郵送又は、東成区社協へ持参してください。 * 郵送の場合は、封筒の表に「見守り強化事業 ワーカー」と明記してください。</p>

<p>応募受付 及び 受付期間</p>	<p>社会福祉法人 大阪市東成区社会福祉協議会 〒537-0013 大阪市東成区大今里南 3-11-2 電話:06-6977-7031 (近鉄「今里駅」より北へ徒歩3分) 採用担当:石川 募集受付期間 : 平成27年2月27日(金)まで ※郵送の場合必着。</p>
<p>選考</p>	<p>書類確認後、面接を実施。 ※詳細は、こちらから連絡。</p>
<p>その他</p>	<p>契約雇用期間 更新(延長)について</p> <p>●更新の判断基準</p> <p>(1)契約更新時の業務量により判断する。 (2)勤務成績、態度、能力により判断する。 (3)従事している業務の進捗状況により判断する。</p> <p>●契約時の特約事項</p> <p>契約期間の満了時の契約更新に関する一般的な判断基準は、前項のとおりであるが、特約として大阪市の施策や当協議会の財政及び経営上の理由で契約更新しない場合があること及び契約期間中であっても契約解除する場合があります。</p> <p>なお、この場合で、できる限り相当期間前に通知するものとするが、やむをえない理由で困難な場合はこの限りではない。ただし、最低30日前には、口頭又は書面により通知するものとする。</p>
<p>事業主</p>	<p>住所 〒537-0013 大阪市東成区大今里南 3-11-2 雇用主 社会福祉法人 大阪市東成区社会福祉協議会 代表者 会長 清水 弘</p>